

令和2年2月14日

まちづくり委員会資料

令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第18号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|------|---------------------|-------|
| 資料 1 | 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 | 改正概要 |
| 資料 2 | 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 | 新旧対照表 |
| 参考資料 | 建築基準法施行令の一部改正 | 新旧対照表 |

まちづくり局

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 改正概要

1 改正の概要

建築基準法施行令（以下、「政令」という。）の一部改正（令和元年12月11日公布、令和2年4月1日施行）に伴い、川崎市建築基準条例の改正を行う。

2 条例改正に関する政令改正の主な内容

これまで、主要構造部を耐火構造とした建築物等については、1,500㎡ごとに耐火構造の壁等で区画しなければならないこととされている。しかし、一定規模以上の大空間を対象に、廊下などの出火のおそれの少ない室を緩衝帯として居室が面している場合については、区画されていることとする規定が新たに追加された。これにより、引用している他の条文の規定が繰り下がる。

3 条例改正の内容

政令の一部改正に伴い、川崎市建築基準条例の引用条文について所要の整備を行う。

<川崎市建築基準条例改正>

	旧	→	新
第30条第3項	令第112条 第12項から第14項まで	→	令第112条 第13項から第15項まで
第30条第6項	令第112条第17項		令第112条第18項
第57条第4号	令第112条第18項		令第112条第19項

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市建築基準条例 昭和35年9月9日条例第20号 (構造)</p> <p>第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。</p> <p>2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書に該当する建築物の堅(たて)穴部分については、<u>令第112条第13項から第15項まで</u>の規定を準用する。</p> <p>4 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。</p> <p>5 建築物の一部が前項に該当する場合には、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>6 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合には、<u>令第112条第18項</u>の規定を準用する。</p> <p>(他の用途に供する部分との区画)</p> <p>第57条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画は、次に定めるところによらなければならない。ただし、消防用自動車の車庫の用途に供する部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 第55条の規定により自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならないものにあつては、界壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては、界壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。</p> <p>(2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。</p> <p>(3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。</p> <p>(4) 第1号に規定する開口部に設ける法第2条第9号の2ロに規定する防火設備の構造は、<u>令第112条第19項</u>の規定を準用する。</p>	<p>○川崎市建築基準条例 昭和35年9月9日条例第20号 (構造)</p> <p>第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。</p> <p>2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書に該当する建築物の堅(たて)穴部分については、<u>令第112条第12項から第14項まで</u>の規定を準用する。</p> <p>4 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。</p> <p>5 建築物の一部が前項に該当する場合には、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>6 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合には、<u>令第112条第17項</u>の規定を準用する。</p> <p>(他の用途に供する部分との区画)</p> <p>第57条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画は、次に定めるところによらなければならない。ただし、消防用自動車の車庫の用途に供する部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 第55条の規定により自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならないものにあつては、界壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては、界壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。</p> <p>(2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。</p> <p>(3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。</p> <p>(4) 第1号に規定する開口部に設ける法第2条第9号の2ロに規定する防火設備の構造は、<u>令第112条第18項</u>の規定を準用する。</p>

建築基準法施行令の一部改正 新旧対照表（関係部分のみ抜粋）
（令和元年12月11日政令第181号、令和2年4月1日施行）

新	旧																												
(防火区画)	(防火区画)																												
<p>第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第三百三十六条の第二一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを用いた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを用いた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第十四項において同じ。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの</p> <p>2 前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。</p> <p>一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">壁</td> <td style="text-align: center;">間仕切壁（耐力壁に限る。）</td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外壁（耐力壁に限る。）</td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">柱</td> <td></td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">床</td> <td></td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">はり</td> <td></td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> </table> <p>二 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。</p> <p>三 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。</p> <p>3 主要構造部を耐火構造とした建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分（以下この項において「空間部分」という。）に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして、第一項の規定を適用する。</p>	壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間	外壁（耐力壁に限る。）	一時間	柱		一時間	床		一時間	はり		一時間	<p>第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第三百三十六条の第二一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを用いた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを用いた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第十三項において同じ。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの</p> <p>2 前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。</p> <p>一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">壁</td> <td style="text-align: center;">間仕切壁（耐力壁に限る。）</td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外壁（耐力壁に限る。）</td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">柱</td> <td></td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">床</td> <td></td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">はり</td> <td></td> <td style="text-align: center;">一時間</td> </tr> </table> <p>二 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。</p> <p>三 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。</p> <p>（新設）</p>	壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間	外壁（耐力壁に限る。）	一時間	柱		一時間	床		一時間	はり		一時間
壁		間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間																										
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間																											
柱		一時間																											
床		一時間																											
はり		一時間																											
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間																											
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間																											
柱		一時間																											
床		一時間																											
はり		一時間																											

新	旧
<p>4 法第二十一条第一項の規定により第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。)とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間以上であるものを除く。)とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準(第二項)に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。)に適合するものを除く。)とした建築物、法第六十一条の規定により第三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物(準防火地域内にあるもの)に限り、第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分(床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第十四条第一項及び第二項において同じ。))その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。)を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。</p> <p>一 天井の全部が強化天井(天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第十四条第三項において同じ。)である階</p> <p>二 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの</p>	<p>3 法第二十一条第一項の規定により第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。)とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間以上であるものを除く。)とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準(前項)に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。)に適合するものを除く。)とした建築物、法第六十一条の規定により第三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物(準防火地域内にあるもの)に限り、第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分(床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第十四条第一項及び第二項において同じ。))その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。)を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。</p> <p>一 天井の全部が強化天井(天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第十四条第三項において同じ。)である階</p> <p>二 準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの</p>
<p>5 法第二十一条第一項の規定により第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものに限り。)とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間以上であるものに限り。)とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り。)とした建築物、法第六十一条の規定により第三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物(準防火地域内にあり、かつ、第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り。)とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り。)とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。</p>	<p>4 法第二十一条第一項の規定により第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものに限り。)とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間以上であるものに限り。)とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り。)とした建築物、法第六十一条の規定により第三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物(準防火地域内にあり、かつ、第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り。)とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り。)とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。</p>
<p>6 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。)及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、適用しない。</p> <p>一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>二 第一項第二号に掲げる建築物の部分</p>	<p>5 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。)及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、適用しない。</p> <p>一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>二 第一項第二号に掲げる建築物の部分</p>
<p>7 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>8 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項及び第十四項第一号において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部</p>	<p>6 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>7 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項及び第十三項第一号において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部</p>

新	旧
<p>分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。</p>	<p>分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。</p>
<p>9 第七項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。</p>	<p>8 第六項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。</p>
<p>1.0 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第七項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備)で区画されたものについては、適用しない。</p>	<p>9 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第六項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備)で区画されたものについては、適用しない。</p>
<p>1.1 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第三百三十六条の第二一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの堅(たて)穴部分(長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなっている部分、階段の部分(当該部分からのみ人が出入りするところ)の便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。)については、当該堅(たて)穴部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十三項において同じ。)と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅(たて)穴部分については、この限りでない。</p> <p>一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの</p> <p>二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分</p>	<p>1.0 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第三百三十六条の第二一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの堅(たて)穴部分(長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなっている部分、階段の部分(当該部分からのみ人が出入りするところ)の便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。)については、当該堅(たて)穴部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十二項において同じ。)と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅(たて)穴部分については、この限りでない。</p> <p>一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの</p> <p>二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が三以下で、かつ、床面積の合計が二百平方メートル以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分</p>
<p>1.2 三階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。)又は児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。同項において同じ。)の用途に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(前項に規定する建築物を除く。)の堅(たて)穴部分については、当該堅(たて)穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の堅(たて)穴部分については、当該防火設備に代えて、十分間防火設備(第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。第十九項及び第二百一十一條第四項第一号において同じ。)で区画することができる。</p>	<p>1.1 三階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。)又は児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。同項において同じ。)の用途に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(前項に規定する建築物を除く。)の堅(たて)穴部分については、当該堅(たて)穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の堅(たて)穴部分については、当該防火設備に代えて、十分間防火設備(第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。第十八項において同じ。)で区画することができる。</p>
<p>1.3 三階を法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途(病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。)に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(第十一項に規定する建築物を除く。)の堅(たて)穴部分については、当該堅(たて)穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画しなければならない。</p>	<p>1.2 三階を法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途(病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。)に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(第十項に規定する建築物を除く。)の堅(たて)穴部分については、当該堅(たて)穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画しなければならない。</p>
<p>1.4 堅(たて)穴部分及びこれに接する他の堅(たて)穴部分(いずれも第一項第一号に該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。)が次に掲げる基準に適合する場合においては、これ</p>	<p>1.3 堅(たて)穴部分及びこれに接する他の堅(たて)穴部分(いずれも第一項第一号に該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。)が次に掲げる基準に適合する場合においては、これ</p>

新	旧
<p>らの堅（たて）穴部分を一の堅（たて）穴部分とみなして、前三項の規定を適用する。</p>	<p>らの堅（たて）穴部分を一の堅（たて）穴部分とみなして、前三項の規定を適用する。</p>
<p>一 当該堅（たて）穴部分及び他の堅（たて）穴部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られたものであること。</p>	<p>一 当該堅（たて）穴部分及び他の堅（たて）穴部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られたものであること。</p>
<p>二 当該堅（たて）穴部分と当該他の堅（たて）穴部分とが用途上区画することができないものであること。</p>	<p>二 当該堅（たて）穴部分と当該他の堅（たて）穴部分とが用途上区画することができないものであること。</p>
<p>1.5 第十二項及び第十三項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの堅（たて）穴部分については、適用しない。</p>	<p>1.4 第十一項及び第十二項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの堅（たて）穴部分については、適用しない。</p>
<p>1.6 第一項若しくは第四項から第六項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第四項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第七項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備又は第十一項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは同号口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。</p>	<p>1.5 第一項若しくは第三項から第五項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第三項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第六項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備又は第十項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは同号口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。</p>
<p>1.7 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けなければならない。</p>	<p>1.6 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けなければならない。</p>
<p>1.8 建築物の一部が法第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。ただし、国土交通省が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。</p>	<p>1.7 建築物の一部が法第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。</p>
<p>1.9 第一項、第四項、第五項、第十項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第七項、第十項、第十一項又は第十二項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十三項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。</p>	<p>1.8 第一項、第三項、第四項、第九項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第六項、第九項、第十項又は第十一項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十二項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。</p>
<p>一 第一項本文、第四項若しくは第五項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第七項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p>	<p>一 第一項本文、第三項若しくは第四項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第六項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p>
<p>イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。</p>	<p>イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。</p>
<p>ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。</p>	<p>ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。</p>
<p>ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。</p>	<p>ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。</p>
<p>ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。</p>	<p>ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。</p>
<p>二 第一項第二号、第十項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第十項、第十一項若しくは第十二項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備又は第十三項の規定による区画に用いる戸 次に掲げる要件を満たすものとして、国</p>	<p>二 第一項第二号、第九項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第九項、第十項若しくは第十一項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備又は第十二項の規定による区画に用いる戸 次に掲げる要件を満たすものとして、国</p>

新	旧
<p>国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>イ 前号イからハマで掲げる要件を満たしているものであること。</p> <p>ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。</p>	<p>交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>イ 前号イからハマで掲げる要件を満たしているものであること。</p> <p>ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。</p>
<p>2.0 給水管、配電管その他の管が第一項、第四項から第六項まで若しくは第十八項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第七項若しくは第十項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第十一項本文若しくは第十六項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。</p>	<p>1.9 給水管、配電管その他の管が第一項、第三項から第五項まで若しくは第十七項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第六項若しくは第九項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第十項本文若しくは第十五項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。</p>
<p>2.1 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号ロに規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。</p> <p>一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。</p> <p>二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。</p>	<p>2.0 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号ロに規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。</p> <p>一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。</p> <p>二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。</p>